

日本科学者会議 京都支部ニュース

10月号 No.452

2021年10月13日発行

〒604-0931 京都市中京区二条通寺町東入榎木町95-3 延寿堂南館3階

Tel/Fax : 075-256-3132

E-mail : jsa-kbranch3132@mbox.kyoto-inet.or.jp

URL : <http://web.kyoto-inet.or.jp/people/jsa-k/>

ゆうちょ銀行振替口座 加入者名：日本科学者会議京都支部 口座番号：01050-6-18166

ゆうちょ銀行総合口座 加入者名：日本科学者会議京都支部 口座番号：14480-2800181

上記総合口座を他金融機関からの会費振り込みの受取口座として利用される場合は以下の内容を指定して下さい。

店名：四四八（読み ヨンヨンハチ） 店番：448 預金種目：普通預金 口座番号：0280018

目次

- 『日本の科学者』読書会9月例会（9/21, Zoom）の報告「コロナウイルス禍の下での大学教育」……………2
- 寄稿：日本の原子力発電事業を規制する国際条約と協定について（富田道男）……………4
- 8.2 京都の市民と大学人のつどいへのメッセージ（追録）
「誰のための何のための「1万人アリーナ」？ 施設整備と「一体化」させられた学部学科「再編」」（長谷川豊）……………9
- 【報告】京都の大学人の声明「市民と立憲野党の共同で政治転換を求める」オンライン集会（細川孝）……………10
- ◆ 支部の行事の案内……………13
- ◆ 支部幹事会だより……………13
- 京都支部市民講座の開催……………14
- 2021年度JSA京都支部第1回市民講座「ひきこもっていても元気に生きる」……………15

＜今年度会費の早期納入願い＞

今年度会費の納入率は10月8日現在76%となっています。引き続き今年度会費（一般会員：14,400円、特別会費会員：7,200円、家族割会員：4,200円、若手会員：6,000円、若手特別会費会員：4,200円）の早期納入にご協力くださるようお願い申し上げます。過年度分の未納会費がある方は、あわせて納入いただきますようお願いいたします。未納の方には8月に送付した会誌に振込用紙を同封しておりますので、ご利用ください。

なお、ご不明な点につきましては、支部財政担当幹事・細川孝宛にメールでお尋ねください（Emailアドレスは、hosokawa@biz.ryukoku.ac.jp）。（支部財政担当幹事）

『日本の科学者』読書会9月例会(9/21)の報告

2021年8月号 特集：コロナウイルス禍の下での大学教育

標記例会が9月21日(火)15時30分より17時30分までZOOMを用いて行われた。参加者8名。特集より3篇の論文が取り上げられた。

前田耕治「コロナウイルス禍が大学にもたらしたもの—国立理工系単科大学の例を通して—」(報告：前田耕治)

8月号の特集記事の一つの上記論文を筆者の前田が自ら解説した。原稿を書き下ろしたのが今年3月ごろで、2020年度の後学期の成績データがまとまっていない時期だったので、読書会では、その後のデータも加えて、1年間を通じた大学の状況と2021年度の状況について説明した。

2020年度前学期の完全オンライン授業から後学期の対面授業3割実施(週2日登校)の変化の過程で顕著に改善したのが、学生どうしのコミュニケーションであった。1回生の8月時点でのメンタルチェックで、友人が一人もいない1回生が4分の1に上ったのが、年末のアンケートでは、1割に減った。それでも、年度の終盤に入って1割もの1回生が孤立していたのは深刻である。キャンパスライフの喪失により教育効果が下がったデータを、筆者の授業の例で示した。2020年度のオンライン授業と2019年度の対面授業において、全く同じ内容のライブ授業を行い、定期試験だけはいずれも対面で実施したところ、2020年度は前年に比べて、60点未満の成績不振者が3倍以上に増加した。この結果は、学生どうしの試験勉強や情報交換などがそれなりに勉学の達成度にも貢献していることを示している。

また、論文では、オンライン授業のメリットも紹介したうえで、ポストコロナにおけるオンライン教育の在り方について、いくつかの類型を提案した。2021年度は、その中の第3の形態である同時多元授業いわゆるハイフレックス授業が学内で原則となった。対面授業を基本としつつ、事情によっては自宅でライブ授業を受けてもいいという体制である。教員は、講義室でカメラと眼前の受講生の両方を意識しつつ授業をしなければならず、なかなか要領を得ず難しい。結局、大半の学生がオンラインで受けて講義室はまばらになった授業もあり、教育効果という点では疑わしい状況である。そのデータとして、1回生全課程のなかの成績不振者の割合の推移を紹介した。通常は5%以下である不振者の割合が、2020年度の完全オンライン授業の時期では不振者は倍以上に跳ね上がった。2021年度と同じデータが例年並みに戻ったかということ、そうではなく中間ぐらいまでしか戻らなかった。対面授業を基本といいながら、ハイブリッドを許すと、授業も中途半端になり、学生もオンラインに流れて、教育効果も中途半端になるという結果であった。

討論では、オンライン授業でも書く力がついているという教員養成系大学の近藤さんによる報告と比べて、理工系大学の実験や演習重視の教育では対面授業に勝るものはないという意見も述べられ、教育現場による多様さ

を実感した。

そのほか、論文では触れなかったが、昨年の授業目的公衆送信補償金制度の開始により、講義室では許されていた、著作権のあるコンテンツの利用がオンライン授業では難しくなり、著作権トラブルを回避するための大学の財政負担が増していることも報告された。

近藤真理子「非対面講義における教員養成系講義のとりくみ」（報告：近藤真理子）

教員養成課程の講義において、実習を前に、学生の講義の質の担保は急務で ICT 機器を活用した授業（講義）が必要であった。講義等における試みを振り返り考察を加えた。

2020 年 2 月末には感染拡大防止の観点から、3 月初旬の講義形式の教員採用試験対策講座が中止になり、毎日教員採用試験対策のプリントを当該学生にコメント付きで発信したところ、学生から、4 月以降の講義や採用試験、実習実施可否の不安等が返信された。

卒業式は縮小、入学式と新入生を対象とした宿泊行事、オリエンテーションが中止となり、4 月 7 日に文部科学省から「学生が大学・高専における遠隔授業の環境構築の加速による学修機会の確保」デジタル技術を活用した遠隔授業等を積極的に活用できる環境を整備することが通達され、ICT 環境整備が推進されるが、各教員にオンデマンドの運用方法に相違があり、学生から評価や出席確認についての不安の声がでる。レポートを携帯の打ち込みで作成の学生、家計の逼迫や学修意欲の低下を理由に退学や休学が課題となる。

オンライン設備が整い始めると、オンラインでのやりとりの裏でオンデマンド講義も行った。オンラインでのラジオ体操、絵本を読む、折り紙の折り方を教える、歌唱指導を学

生相互で行わせた。ICT 機器を用いた授業や「保育」を想定し、共にオンライン利用で発表や報告に適した機器の配置、発声などの検証を行った。それは現在実習先で生かされていると聞く。

オンラインを使わずに、課題の製作物を提出させることも行ったが、成果物に関して、丁寧にフィードバックをした。学生にとって一人家庭で、モノと向き合う時間も必要な時間であったようで、課題に向き合い試行錯誤をしたことは、保育内容研究として必要な時間であった。

オンラインのチャット機能を用いた話し合いやコメントの記載は、書いたものが残り、データ保存、評価も簡便で、学生にとっても他の学生のコメントを参考にできる良さもある。しかし言葉を残すことに抵抗感を持つ学生もいた。コメントを学生が書いている様子が目視できず、進捗状況が掴めない、挙手や発言をアイコンタクトで促すこともできないことには慣れが必要であった。どのような講義の方法、内容でも課題はつきものである。

今後、旧来の学校での実践や大学の講義内容方法について批判的に検討し、新たな実践や方法を生み出すことのできるカリキュラムや内容の検討が必要である。現場で、窮地の時に生み出す力の素地を創りたいものである。

杉田真衣：コロナウイルス禍の大学で取り組んだこと（報告：清水民子）

【要旨】 杉田論文は、東京都立大学でのコロナ下での大学の授業等対応と主として組合を中心とする教職員のとりくみを紹介している。

〔1 非常勤講師の待遇のさらなる悪化〕には都立大教職員組合が 2020 年 3 月 19 日に「コロナ対策要望書」を提出、非常勤講師に

対して休業補償（後、全額実現）やオンライン授業経費補償（未実現）をおこなうことを要求したこと、[2 ますます困窮する学生]に5月初めに相談支援窓口が開設され70人が利用、組合や学部教授会から学生支援の要望を提出、困窮学生に5万円が支給され、800人の枠に900人が応募、教職員有志による食料配布（ニーズにより日用品、生理用品も）を実施したことが記されている。

後半は著者の授業実践である。[3 深夜ラジオ風の授業]に授業内容にかかわる音楽で始める工夫とZoomのチャット機能を利用した学生の感想が紹介され、[4 オンライン画面の向こう側]では学生たちの述懐により、自宅でのオンライン学習では傍らの家族の存在を気にしなくてはならないなど、予想外の家庭での学習環境のあり方への気づきを述べる。[5 応答し合う学生たち]ではオンラインによる学生と教師との応答から学生と学生との応答へつながりの広がっていく様子が紹

介される。家族（親）への思いなど、人に言えなかったことを語る学生もいて、(学生のプライバシーの保護に努めはしたが)「書きたくなかったはずのことを書かせてしまう力が働くことがある」との自省も記されている。「みなさんによってつくられた授業」という教師の締めくくりに学生たちは好反応を示している。

【感想】 非常事態下で最善を尽くす教育実践の記録として、また労働条件・職場環境にかかわる運動（とくに非常勤講師や学生の生活に目を向けて）の記録として貴重な一篇だと評価したい。後半のオンライン授業については、授業方法の変革（コロナ禍でなくても進む方向にある）として問われる問題のいろいろが提起され、興味深い。一つ一つの授業はカリキュラム全体の中での位置・役割があり、学生との関係づくりのなかで果たす意味も多様である。今後、多くの授業実践による討論の発展を期待したい。

寄稿：日本の原子力発電事業を規制する国際条約と日米原子力協定 —2021 年度支部大会の記念講演を補うために—

富田道男

我が国の原子力発電事業（以下、原発事業という）は、1955 年、日米原子力協定を締結して米国から濃縮ウランの提供を受け、原子炉の研究開発を進めることから始められた¹⁾。

1. 原子力国際機関の設置

第二次世界大戦終了後、原子力の平和的利用の国際的機運が高まり、1953 年のアイゼンハワー米国大統領の国連における提案を契機として、国連全加盟国が原子力国際機関の設立に同意した。これを受けて国連は、原子力

の平和利用に関する「第一回ジュネーブ会議（1955 年）」を開催し、国際機関設立の準備を進めた²⁾。我が国は、18 か国から成る国際原子力機関憲章会議に加わり国際機関の設立にかかわった。国際原子力機関（以下、IAEA という）は、1957 年の第 1 回総会において本部をオーストリアの首都ウィーンに置くことにして発足した。加盟国は、総会時の 59 か国から 2020 年には 172 か国になっている。我が国は、原加盟国として IAEA の意思決定

を行う理事会の指定理事国³⁾である。

IAEA の目的は、「原子力の平和的利用を促進するとともに、原子力が平和的利用から軍事的利用に転用されることを防止することを目的とする。」としており、これに加盟した核兵器を保有しない非核兵器国は、IAEA との間で保障措置協定を締結することが義務付けられている⁴⁾。IAEA の保障措置協定とは、原子力が平和的利用から核兵器製造等の軍事的目的に転用されないことを確保することを目的として、IAEA 憲章に基づき、IAEA が当該国の原子力活動について実施する査察を含む検認制度を規定する協定である。我が国が締結している保障措置協定は、「包括的保障措置協定」と呼ばれているもので、当該国の平和的な原子力活動に係るすべての核物質を対象とした保障措置協定である。

2. 核兵器不拡散条約と新しい日米原子力協定の締結

その後我が国は、発電用原子炉を輸入して原発事業を進めるよう政策を転換したので、1990年代には稼働する原発が54基に達していた。その間、国連の核兵器不拡散条約（以下、条約という）を1976年に批准し、1977年の発効により条約の締結国となった。我が国の原発事業は、条約を前提として1988年に更新締結された日米原子力協定⁵⁾（以下、協定という）の規制を受けて運営されている。協定は、「原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定並びに付属書A及びB」と「原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定に関する合意議事録」及び「協定第11条に基づく両国政府の間の実施取極（以下、実施取決めという）」の3部で構成されている。

従って、原発事業からの撤退は、憲法第98条第2項に基づき、これらの条約・協定を順守するとの立場の下で行われなければならない状況にある。

我が国の原発事業に対する条約上の「核兵器不拡散の縛り」は協定条文最後の第16条により行われている。第16条には以下の4項目が記されている；

- 1 この協定は、両当事国政府が、この協定の効力発生のために必要なそれぞれの国内法上の手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後30日目の日に効力を生ずる。この協定は、30年間効力を有するものとし、その後は、2の規定に従って終了する時まで効力を存続する。
- 2 いずれの一方の当事国政府も、6箇月前に他方の当事国政府に対して文書による通告を与えることにより、最初の30年の期間の終わりに又はその後いつでもこの協定を終了させることができる。
- 3 いかなる理由によるこの協定又はその下での協力の停止又は終了の後においても、第1条、第2条4、第3条から第9条まで、第11条、第12条及び第14条の規定は、適用可能な限り引き続き効力を有する。
- 4 両当事国政府は、いずれか一方の当事国政府の要請に基づき、この協定を改正するかしないか又はこの協定に代わる新たな協定を締結するかしないかについて、相互に協議する。

問題の縛りは第3項目に在りそこでは、「いかなる理由によるこの協定又はその下での協力の停止又は終了の後においても、第1条、第2条4、第3条から第9条まで、第11条、第12条及び第14条の規定は、適用可能

な限り引き続き効力を有する。」とされている。16 個の条文の 12 個は、協定終了後も「適用可能な限り引き続き効力を有する」とされ、「適用可能な限り」事実上協定は終了できないことになっている。

協定が原発事業の継続を目的として締結された経緯から、原発事業からの撤退は核兵器不拡散を前提として行われなければならないことを意味している。そのためには「適用可能」なものを我が国から撤去する必要がある。撤去する必要があるものを明らかにするために、第 1 条、第 3 条及び第 5 条から関連すると思われる事項を拾い出して以下に記す。

3. 我が国から撤去すべきものの例示

(1) 第 1 条は協定で使用する用語の定義が記してあり、その中の幾つかを示す。

1-1) 原子炉とは、ウラン、プルトニウム若しくはトリウム又はその組合せを使用することにより自己維持的核分裂連鎖反応がその中で維持される装置と定義しており、研究用の低出力原子炉も対象に含み得ることになる。

1-2) 設備とは、原子炉の完成品及び原子炉圧力容器、燃料交換機、制御棒、一次冷却材ポンプ等としている。我が国の原発がこの設備に相当するので、我が国に原発がある限り、「適用可能」であるということになる。

1-3) 核物質を「原料物質」及び「特殊核分裂性物質」に分けて定義している。それぞれの定義は、

「原料物質」とは、(ア) ウランの同位元素の天然の混合率から成るウラン、(イ) 同位元素ウラン 235 の劣化ウラン、(ウ) トリウム、(エ) 金属、合金、化合物又は高含有物の形状において前記のいずれかの物質を含有する物質、(オ) 他の物質であって両当事国政府により合意される含有率において前記の物質

の 1 又は 2 以上を含有するもの、(カ) 両当事国政府により合意されるその他の物質、と 6 種類に分類されている。

「特殊核分裂性物質」は、(キ) プルトニウム、(ク) ウラン 233、(ケ) 同位元素ウラン 233 又は 235 の濃縮ウラン、(コ) 前記の物質の 1 又は 2 以上を含有する物質、(サ) 両当事国政府により合意されるその他の物質、の 5 種類に分類されている。上記の(キ)、(ケ) 及び(サ) は、我が国の電力会社が原発で使用している核燃料の材料である。従って核燃料がある限り「適用可能」であるということになる。

1-4) 「機微な原子力技術」とは、「公衆が入手することのできない資料であって濃縮施設、再処理施設又は重水生産施設の設計、建設、製作、運転又は保守に係る重要なもの及び両当事国政府の合意により指定されるその他の資料をいう」と定義されている。これによれば、再処理施設の設計・運転・保守に係る重要なものは「公衆が入手することのできない資料」とされ、我が国に再処理施設がある限り「適用可能」であるということになる。

(2) 第 3 条

条文は、「プルトニウム及びウラン 233 (照射を受けた燃料要素に含有されるプルトニウム及びウラン 233 を除く。) 並びに高濃縮ウランであつて、この協定に基づいて移転され又はこの協定に基づいて移転された核物質若しくは設備において使用され若しくはその使用を通じて生産されたものは、両当事国政府が合意する施設においてのみ貯蔵される。」と記され、核物質の貯蔵施設を限定する規定である。ここでいう両当事国政府が合意する施設とは、第 11 条に基づき日米間で締結された「実施取決め」の付属書 1 から付属書 4 に

施設の具体名を挙げて指定されている。付属書1には再処理施設が、英仏の施設を含めて指定され、付属書2にはプルトニウムのおかれる施設として、高速増殖炉「常陽」、美浜1号機などが指定され、また当時の各電力会社の原発施設は付属書3に指定されている。

「実施取決め」の第2条には、付属書の内容は、両国の文書による合意の下に、「実施取決め」を修正することなく加除できるとしている。東電と日本原電の共同出資会社「リサイクル燃料貯蔵（株）」が2013年8月に青森県むつ市に設置した使用済み核燃料の中間貯蔵施設は、付属書に追加された施設の一例である。

上述のように各原発施設が核物質の貯蔵施設に指定されているので、原発がある限り第3条は「適用可能」ということになる。

(3) 第5条

以下の2項目から成っている；

- 1 この協定に基づいて移転された核物質及びこの協定に基づいて移転された資材、核物質若しくは設備において使用され又はその使用を通じて生産された特殊核分裂性物質は、両当事国政府が合意する場合には、再処理することができる。
 - 2 プルトニウム、ウラン233、高濃縮ウラン及び照射を受けた物質であって、この協定に基づいて移転され又はこの協定に基づいて移転された資材、核物質若しくは設備において使用され若しくはその使用を通じて生産されたものは、照射により形状又は内容を変更することができるものとし、また、両当事国政府が合意する場合には、照射以外の方法で形状又は内容を変更することができる。
- 第1項は、日米の合意の下に使用済み核燃

料の再処理ができることを規定している。従って、我が国に再処理施設がある限り、第5条は「適用可能」とであるということになる。

上記の協定の検証から我が国が核不拡散を前提として原発事業から撤退する際に、運転停止後の核物質及びこれに関連する施設の適切な処理が必要となることが明らかになった。

4. 「撤退シナリオ」の策定

そのために原発事業から撤退する工程、すなわち「撤退シナリオ」の策定が必要になる。その1例として原発ゼロ・自然エネルギー推進連盟が作成し2018年3月、野党代表6名の議員により衆議院に提出された原発ゼロ基本法案⁶⁾（以下、基本法案という）がある。しかし、付託された衆議院の経済産業委員会では、第204国会⁷⁾（2021年3月～6月）まで、基本法案を「閉会中審査」とすることを決めて、審議していない。従って「撤退シナリオ」を進めるには、原発ゼロ実現をエネルギー政策とする政府（以下、脱原発政府という）の実現が必要である。

脱原発政府の下で法案を審議成立させ「撤退シナリオ」を策定することができる。「撤退シナリオ」に取り入れるべき基本的な事項として、(1) 全原発運転停止の期限を定めること、(2) 使用済み核燃料の再処理を行わないこと、(3) MOX燃料など核燃料の製造施設並びに再処理施設を廃止・解体すること、(4) プルトニウム、濃縮ウラン及び使用済み核燃料などの協定上の特殊核分裂性物質は全て条約上の核兵器国米国に引き渡すこと、の4項目は欠かせない。特に(4)の事項は、日本が非核兵器国として条約に加盟しており、また使用目的を失った特殊核分裂性物質を将来世代にわたり安全に埋設保管できる場所が、

広大な砂漠地帯のある大陸諸国や地震の無い国と異なり、地震大国日本には存在しないと考えられることから、核保有国に引き渡すことが条約上の責務であると考ええる。

5. 高レベル放射性廃棄物の国内保管

使用済み核燃料の再処理により生成する高レベル放射性廃棄物（以下、高レ廃棄物という）は、核爆発のエネルギーを利用する核兵器には転用できないので、協定により条約の対象外である。従って日本国内で保管しなければならない。現有の高レ廃棄物は、英仏の再処理業者への委託処理により発生したもので、ガラス固化体に加工し円筒状ステンレス容器に収納されている。英仏から返還されたものは、青森県六ヶ所村にある日本原燃（株）の中間貯蔵施設「高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター⁸⁾」に貯蔵されている。

国内での保管は、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（2000年制定）により、最

終処分として地下300メートルより深い地層に埋設して行うことを決めている。そして最終処分に関する基本方針（2015閣議決定）では、高レ廃棄物に『含まれる物質を長期にわたって固定する天然の働きを備えた地層（天然バリア）とを組み合わせることによって、特定放射性廃棄物を人間環境から隔離し、安全性を確保する「多重バリアシステム」により実施するものとする。』としている。

しかし日本列島は、太平洋プレートなど4つのプレートの接する位置にあり、地層の変動による地震の多発する島国である。この地に「長期にわたって、固定する天然の働きを備えた地層」の存在を確認する手段を我々は有していない。従って、埋設ではなく、将来世代が自ら安全の確保ができるように取り出し可能な処分を実施するべきである。「撤退シナリオ」は、そのための法整備を含むものでなければならない。

<参考資料>

- 1) JSAe マガジン No.3 「原子力発電導入の歴史と撤退に向けて」
https://jsa.gr.jp/04pub/booklet/2012111001_preface.html
- 2) 原子力百科事典 ATOMICA
https://atomica.jaea.go.jp/data/detail/dat_detail_16-03-01-03.html
- 3) 外交白書
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/02_hakusho/ODA2002/html/siryo/sr3320015.htm
- 4) IAEA 保障措置協定
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/atom/iaea/kyoutei.html>
- 5) 経産省にある以下の URL から協定のファイルを取得できる
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/anzenkakuho/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2009/04/23/s630702_05.pdf
- 6) 原発ゼロ・自然エネルギー推進連盟提出の法案は参議院の議案情報から入手
<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/196/pdf/t051960071960.pdf>

7) 衆議院の立法情報ホームページより

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/0098_1.htm

8) 日本原燃（株）ホームページ 廃棄物管理事業の概要

<https://www.jnfl.co.jp/ja/business/about/hlw/summary/>

この施設の返還廃棄物貯蔵容量は、ガラス固化体 2,880 本と記されている。

8.2 京都の市民と大学人のつどいへのメッセージ（追録）

—誰のための何のための「1万人アリーナ」？

施設整備と「一体化」させられた学部学科「再編」—

長谷川豊（京都府公立大学法人労働組合委員長）

京都府立大学内に「アリーナ」が建設されることを知ったのは、2019年10月の「京都府総合計画（京都夢実現プラン）」においてでした。

以前から耐震基準を満たさず、授業でも使えない50年超の体育館（1970年竣工）の建替えもたくさんある施設上の課題のうちの一つでした。府立医科大学の体育館（建設年不明、一説には立命館大学広小路校からの移管）も老朽化が著しく、この10年ほどの間に両者を合わせた「共同体育館」の建設が浮上していました。それが突然、府の計画に、北山「文化と憩い」の交流構想の一つとして「アリーナ整備検討」が明記されたのです。

スポーツ庁等の中央官庁は、スポーツ観戦を成長産業に位置づけようと「スタジアム・アリーナ改革」に乗り出しています。その一環として、府立大や植物園などのある「北山エリア」内に、府がアリーナ建設の可能性を調査、KPMGというコンサルティング会社が2020年3月に報告書をまとめ、スポーツ庁のホームページに公表されて初めて具体的な様相が明らかになりました。

この「アリーナ」は1万人もの観客、スポーツイベントや音楽コンサートを行いつつ、「共同体育館」として大学の体育授業やクラブ活動という「教育機能」を持たせるとしています。建設費は最大155億円と試算されていますが、実際には亀岡のスタジアムのように建設費等事業費は膨れ上がるかもしれません。7千万円超の利益を生む絵を描く一方で、失敗すると2億円近い赤字を抱えるとも試算しています。もしも2億円もの赤字を毎年出し続けたら、その負担はいったい誰が担うのでしょうか？ 利益をあげようとすれば、スポーツや音楽のイベント興行中心の施設となりがねず、「教育機能」は後退し、学生や府民の利用は二の次になりかねません。

先のコンサルの調査には、プロバスケットボール・京都ハンナリーズの運営会社、スポーツコミュニケーション KYOTO が参加、今年4月には、同社社長がプロバスケットボール・Bリーグのチェアマンとともに、西脇府知事を直接訪問し、集客への協力を強く要請しています。

何よりもまず、大学の「共同体育館」であるはずですが、大規模なアリーナはいらない、学生の使いやすい体育館を建ててほしいという学生の声に直接耳を傾けることもしていません。ステークホルダーを無視・軽視したまま、府はコンサルを活用して、事を前のめりに進めるのには、上記のような背景があるのでしょうか。今年3月、府は地下1階、地上3階建て、高さ20mのアリーナのイメージ図を示し、アリーナや植物園を含む「北山エリア」全体の整備の公募型プロポーザルを行い、またもやコンサル KPMG が請け負うことが決まりました。

学生数 2000 名ほどの小規模大学の構内に 1 万人もの観客を招き寄せるアリーナは必要でしょうか。体育館よりも古いにもかかわらず耐震補強もせず、耐震基準も満たさない築 60 年近い校舎の建て替え整備はアリーナ建設よりも後回しです。どうして学生・教職員の命や安全は二の次なのでしょう。土地も建物も府のものとしておきながら、学舎等の施設整備を長年にわたり放置してきた府には重大な説明責任、施設整備責任があります。

そして、この6月、府知事は、府議会で府議の代表質問に対し、本学の理系分野を具体的に取り上げ、学部学科の再編等の取り組みが必要であり、再編案が出されたらそれに対応した施設を、アリーナ建設等について整備する、と答弁しました。再編案なしでは施設整備はしないとも受け取られるような答弁に現在の府の姿勢が如実に反映されています。

この知事答弁の直前、学内では学部学科再編案が示され、騒然となりました。就任前には、教職員が疲弊するので大規模な改革、再編はしないと明言していた学長が提案したプランは当事者の学科教員も知らない、「寝耳に水」の話ばかり。建て替えざるを得ない状態にまで施設を放置し、府が受け入れられるような再編案を示すことを条件にすると、**「大学の自治」を踏み**にじる行為です。府立大は法人化してもなお、否、よりいっそう府の意向に左右されるような状況に陥っています。

本学は仮にも 120 年を超える歴史を有し、公立の高等教育機関であり、研究機関です。法人化して 13 年目になってもなお、自律的な運営が尊重されないばかりか、施設整備等を盾にとって学部学科再編を強要するのは、**「学問の自由」「大学の自治」を破壊する卑劣な行為**と言わざるを得ません。

本日、シンポジウムにお集まりの皆さまとともに、この国の学術と大学の危機的状況を打開するために、共に手を携えて、**「学問の自由」「大学の自治」**を守り発展させる取り組みを進めたいと考えています。

【報告】京都の大学人の声明「市民と立憲野党の共同で政治転換を求める」オンライン集会

細川孝（「声明」事務局、龍谷大学分会）

「京都支部ニュース」9月号にて紹介しましたように、9月7日付で「市民と立憲野党の共同で政治転換を求める」京都の大学人による声明を公表しました（この時点での呼びかけ人は

18人でしたが、10月9日時点で31人の呼びかけ人になっています。本稿の末尾に、その一覧を掲載しています。

「声明」を公表した後に、コロナ禍でも可能な具体的取り組みを実施したいということで、9月25日と10月9日の2回、オンライン集会を開催しました。2日間で10人が発言し、40人以上の参加がありました。

【9月25日の概要】

呼びかけ人の池内了さん、岩野勝人さん、宗川吉汪さん、中田裕子さん、西牟田祐二さんが発言されました。以下、発言順に紹介します。

池内さんは、軍学共同の現状について発言しました。防衛装備庁の安全保障技術研究推進制度について「基礎研究」「民生研究」をうたっているものの、軍事装備開発のための基礎研究で、政府の介入を招く恐れがあり、学問の自由を破壊するものだと厳しく批判しました。

岩野さんは、コロナ禍でワークショップなど、文化的活動による（子どもたちの）学びが出来なくなっている現状を指摘しました。そして、不誠実がまかり通る政治を変えるためには野党による政権交代を行うしかないとして、野党共闘への期待を語りました。

宗川さんは、「ポスト3・11—憲法と原発」と題して発言しました。その際に、自身の過去10年間の年賀状に記した、そのときどきの政治状況を紹介し、情勢の変化を振り返るとともに、政権交代の重要性を強調しました。

中田さんは、「歴史学から見る民族形成—朝鮮半島を事例に」をテーマにして、学生と一緒に取り組んでいる「民族形成」の学びのいったんについて紹介されました。ヘイトスピーチに見られる韓国などへの差別を歴史的に考察し、近代国家がつくりだした対立に端を発していると指摘しました。

西牟田さんは、緊急事態条項のもつ問題点について発言されました。自民党総裁選の候補者が「コロナ禍で有効な手が打てないのは、憲法が悪い」と科学的根拠もなく決めつけ、緊急事態条項の創設を目指していることの危険性を、ドイツのナチズムとの親和性をあげながら指摘しました。

【10月9日の概要】

呼びかけ人の岡野八代さん、奥野恒久さん、小松浩さん、松尾匡さんと、「声明」に賛同する学生の小島あずみさんが発言しました。以下、発言順に紹介します。

岡野さんは、ケアとジェンダーの問題を中心に発言されました。コロナ・パンデミックのもとでケアを顧みない世界が露呈したが、アメリカやカナダではケアを重視する動きが広がっていることを指摘されました。一方、日本ではケアが無視されるとともに、長時間労働と女性の無償労働が深刻化しており、自由な政治的・市民的な活動をする時間も制約されていることを述べました。そして、労働時間の短縮も争点であるとされました。

奥野さんは、安倍政権以降の改憲をめぐる動向について発言しました。96条改憲、解釈改憲、安保法制（戦争法）などについて述べたうえで、岸田文雄首相の所信表明演説が日米同盟を基軸にして防衛力の強化を述べていることを批判しました。辺野古基地についてもソフトな装い

をしながらも基地建設を強行する姿勢であることを指摘しました。

小島さんは、「政権交代で民主主義を取り戻す」のテーマで発言しました。コロナ禍での学生たちの深刻な実態が、コロナだけによってもたらされたのではないとされました。自民党政権のもとで新自由主義的なイデオロギーによって、学生たちが自己責任論にとらわれていることを指摘され、このような状況で「野党共闘は『光』である」と力強く述べました。

小松さんは、20 数年にわたる「政治改革」によって、日本の政治はよくなったのか、と問いかけました。小選挙区制と政党助成金をもつ問題点が指摘されるとともに、2 大政党制が実現したが、低得票率であっても圧倒的な議席を獲得している問題点を指摘しました。そして、選挙制度改革の必要性を強調されました。

松尾さんは、「コロナショックドクトリンのゆくえ」のテーマで発言しました。安倍政権が長く続けたのは、経済政策に対する期待があったとされ、個々の問題では反対が賛成を上回っていても、選挙では政策パッケージで投票せざるを得ない問題点を指摘されました。そして、菅政権のもとで進められた中小企業を淘汰させる政策は財界の意向を受けたものであり、岸田政権にも引き継がれているとされました。(文責 細川)

【10 月 9 日現在の呼びかけ人】

池内了（総合研究大学院大学名誉教授）

岩野勝人（池坊短期大学教授）

上中良子（元京都橘大学教授）

岡野八代（同志社大学教授）

奥野恒久（龍谷大学教授）

片方信也（日本福祉大学名誉教授）

勝村誠（立命館大学教授）

神田直子（元愛知県立大学教授）

木戸衛一（大阪大学教授）

絹川浩敏（立命館大学教授）

國重裕（龍谷大学准教授）

駒込武（京都大学教授）

小松浩（立命館大学教授）

斎藤真緒（立命館大学教授）

坂本宏（東京大学名誉教授）

白井聡（京都精華大学専任講師）

白岩立彦（京都大学教授）

宗川吉汪（京都工芸繊維大学名誉教授）

高原正興（京都府立大学名誉教授）

中田裕子（龍谷大学准教授）

永井康代（元大阪薫英女子短期大学専任講師）

永田和宏（京都大学名誉教授）

夏目啓二（龍谷大学名誉教授）

西牟田祐二（京都大学名誉教授）

西村徳寿（京都橘大学准教授）

長谷川千春（立命館大学教授）

羽藤由美（京都工芸繊維大学教授）

藤松素子（佛教大学教授）

細川孝（龍谷大学教授）

松尾匡（立命館大学教授）

三井斌友（名古屋大学名誉教授）

支部の行事予定

1. 10月読書会(ZOOM)

日時:10月26日(火)15:30～17:30

内容:JJS9月号「コロナウイルス禍の中の外国人労働者の権利」

報告:坂本論文(左近), 樽松論文(鈴木), 黒田論文(清水)

<https://zoom.us/j/98882755881?pwd=MStyR0RnY09ORFZFUndxOHlvVjQ0UT09>

ミーティング ID: 988 8275 5881

パスコード: 051431

2. 第1回市民講座「ひきこもっていても元気に生きる」

日時:2021年11月7日(日) 13:30～16:00(13:00開場)

場所:キャンパスプラザ京都6階・龍谷大学サテライト教室

オンラインでの配信も予定しています。

主 催: 日本科学者会議京都支部

後 援: 東山 不登校・ひきこもりを考える親の会, 新日本出版, 京都新聞,
全国障害者問題研究会 京都支部

事務局: 日本科学者会議京都支部

(参加, オンライン申し込み先 担当:近藤真理子 marimarinon123@gmail.com)

◆◆◆◆ 支部幹事会だより ◆◆◆◆

1. 会員の現況 (9月30日現在)

一般会員:	195	
特別会費会員:	2	
家族割り特別会費会員:	3	
若手会員:	7(1名入会)	
若手特別会費会員:	7	会員合計:214
読者:	4	

2. 会費納入状況 (9月30日)

2021年度納入者:一般155/195, 特別0/2, 家族3/3, 若手1/7, 若手特別3/7

2020年度未納者:一般4人, 若手1人

2019年度・2020年度未納者(休会者):一般1人, 若手1人, 若手特別1人

3. 会計報告 2021 年度 9 月決算

2021 年度累計	2021 年度 9 月決算
収入累計 2,638,991 円	9 月收入合計 68,456 円
支出累計 1,709,210 円	9 月支出合計 199,073 円
収支累計 929,781 円	9 月分収支 △130,617 円
前年度繰越金 148,461 円	前月繰越金 1,208,859 円
9 月末残高 1,078,242 円	9 月末残高 1,078,242 円

✿ ✿ ✿ 京都支部市民講座を開催します ✿ ✿ ✿

日本科学者会議京都支部では、現代社会の諸問題を取り上げる京都支部市民講座を開催します。

現代においては、平和、エネルギー、福祉、経済、環境、貧困、ジェンダーなどさまざまな問題があります。こういった問題を市民とともに考え、よりよい社会の実現に結びつけようというのがこの企画の趣旨です。

この市民講座は数ヶ月おきに開催します。

第 1 回は「ひきこもっていても元気に生きる」というテーマで 11 月 7 日（日）に行います。当面は会場での対面とオンラインのハイブリッド形式で行いますので、皆様ぜひご参加ください。お知り合いやまわりの方々にもお声掛けいただければありがたいです（次頁参照）。

第 2 回は、来年 2 月ごろに、「原発問題」での開催を計画中です。

2021 年度 日本科学者会議京都支部 第 1 回市民講座 「ひきこもっていても元気に生きる」

HIKIKOMORI という言葉は今や、日本発信の世界共通の言葉です。1990 年代、不登校の児童生徒への支援は「待つ」というかわりが必要ではないかと言われました。登校せず顔さえ見られない当事者の何の変化をみて、どう待つのかと、現場は混乱しました。時は流れて 40 年、あの時の児童生徒は 50 代を超え、家で扶養家族として面倒をみると言っていた保護者は 80 代、介護の必要な世代となり、8050 として社会問題となっています。『ひきこもっていても元気に生きる』（新日本出版 2021）の編著者の森下博先生と、誰もが人間らしく生きるとは何かを捉え直す機会としたいと考えています。どうぞお越しください。

***日 時：**2021 年 11 月 7 日（日） 13:30～16:00（13:00 開場）

***場 所：**キャンパスプラザ京都 6 階・龍谷大学サテライト教室

京都市下京区西洞院通塩小路下る東塩小路町 939

京都市営地下鉄烏丸線、近鉄京都線、JR 各線「京都駅」下車 徒歩 5 分

***参加費：**無料

講演：森下 博 （元大阪健康福祉短期大学）

「ひきこもっていても元気に生きる」現場から

話題提供：上坂 秀喜 （東山 不登校・ひきこもりを考える親の会）

※ご参加に際し 参加の皆さんはマスク着用等の感染予防にご協力をください。

発熱等ある場合は会場への参加をお控えください。当日、オンラインでの配信も予定をしております。

オンラインでの参加をご希望される方もお申し出ください。

主 催：日本科学者会議京都支部

後 援：東山 不登校・ひきこもりを考える親の会、新日本出版、京都新聞、
全国障害者問題研究会 京都支部

事務局：日本科学者会議京都支部

（参加、オンライン申し込み先）担当：近藤真理子 marimarinon123@gmail.com